

あいちトリエンナーレ 2013 祝祭ウィーク事業募集要項



1 趣旨

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、地元の文化芸術団体又は個人の文化芸術事業を公募により選考し、あいちトリエンナーレ 2013（以下「トリエンナーレ」という。）の開催期間中の「祝祭ウィーク」において、実行委員会との共催事業（以下「祝祭ウィーク事業」という。）として実施する。

2 祝祭ウィーク事業の実施期間及び場所

- (1) 祝祭ウィーク事業を実施する期間は、平成 25 年 9 月 30 日（月）から同年 10 月 6 日（日）までの 7 日間とする。
- (2) 実施場所は、愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場（以下「愛知県芸術劇場」という。）大ホール、同コンサートホール及び同小ホールとする。

3 公募の対象分野及び対象者

- (1) 公募の対象分野は、実施場所で展開可能な文化芸術活動全般とする。
- (2) 公募の対象となる団体又は個人は、次のとおりとする。

ア 団体

愛知県内を中心に活動しており、団体構成員自ら創作・実演活動を行う文化芸術団体（団体構成員は主として同県内在住の者）であって、代表者及び所在地が明らかであり、かつ、団体への入会に関して排他的な条件を付していないもの

（複数の団体等による共催実施の場合、又は団体等と市町村等との共催実施の場合を含む。）

イ 個人

愛知県在住者（在住していた者を含む。）、同県出身者（同県の学校出身者を含む。）、又は同県内を中心に活動している者であって、自ら創作・実演活動を行っているもの

4 選考の方法

- (1) 祝祭ウィーク事業として実施することが相応しい事業の選考は、文化芸術に見識を有する学識経験者をもって組織する「あいちトリエンナーレ 2013 祝祭ウィーク事業公募選考委員会」において行う。
- (2) 審査は、祝祭ウィーク事業に係る企画書等の書面審査により、次の点などを総合的に評価して選考する。

ア 祝祭性に富む企画かどうか（複数の団体等の共催によるテーマ性のある企画かどうかも考慮）

イ 愛知県芸術劇場の持つ機能を十分に活かしている企画かどうか

ウ 選考の対象となる事業の主催者が優れた活動実績（国際的又は全国的な活動実績、本県での活発な創作・実演活動の実績など）を有するかどうか

エ 事業の収支計画等に鑑み実現可能性が認められるかどうか

オ 応募者が入場料を徴収する場合、その額が適正なものかどうか（一人当たりの入場料の上限額は、5,000 円程度を目途とする。）

なお、宗教的又は政治的宣伝意図を有するもの、また、教授所、教室等が行ういわゆる稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会は、選考の対象外とする。

5 実行委員会との共催の内容

- (1) 会場使用料等の負担

祝祭ウィーク事業に対して実行委員会は、会場となる愛知県芸術劇場の使用料及び附属設備使用料（以下「会場使用料等」という。）を負担する。なお、多くの団体にご参加していただくため、原則として公演日を各団体 1 日とする。また、これに伴う仕込及びリハーサルの会場使用料等は実行委員会が負担する。

(2) 広報の実施

実行委員会は、祝祭ウィーク事業に対しては、「祝祭ウィーク」としての広報を行う。

6 入場料収入の帰属

祝祭ウィーク事業を実施する団体等が入場料を徴収する場合、その入場料収入は当該団体等に帰属する。

7 公募の手続き

(1) 公募期間

平成 24 年 4 月 19 日（木）から同年 6 月 29 日（金）まで

(2) 説明会の開催

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会（2 日間）を開催する。

ア 1 日目

(ア) 日時 平成 24 年 4 月 27 日（金） 午前 10 時から

(イ) 場所 愛知芸術文化センター アートスペース E・F（12 階）

イ 2 日目

(ア) 日時 平成 24 年 5 月 9 日（水） 午後 6 時 30 分から

(イ) 場所 愛知芸術文化センター アートスペース E・F（12 階）

(3) 提出書類

ア あいちトリエンナーレ 2013 祝祭ウィーク事業企画書（団体にあつては別記様式 1、個人にあつては別記様式 2）

イ 具体的な企画内容をまとめた書類（様式は任意。A 4 判用紙 4 ページ以内）

ウ 収支予算書（別記様式 3）

エ 規約、会員名簿（団体の場合のみ必要）

オ 共催する団体等の概要調書（共催する団体等がある場合のみ必要。別記様式 4）

カ その他活動実績をアピールする書類（提出は任意）

※各様式は、あいちトリエンナーレ 2013 ホームページに掲載のほか、愛知県文化芸術課、各県民生活プラザ、愛知芸術文化センターアートプラザでも配布。

アドレス <http://aichitriennale.jp>

(4) 提出先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6 階
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

(5) 提出方法

ア 6 月 29 日（金）午後 5 時 30 分までに、上記提出先に持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は同日必着とする。

イ 様式 1～4 については、書面提出に加えて、E-mail により Excel データを以下のアドレスへ上記期限までに提出すること。

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

(6) その他

ア 企画書の作成等応募に必要な経費は、各応募者の負担とする。

イ 提出された企画書等の書類は、返却しない。

8 問合せ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：小田、加藤

住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6 階
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電話 052-971-6127

F A X 052-971-6115

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp